

令和7年度（2025年度）  
**定期監査結果報告書**  
（10月、11月、12月実施分）

豊中市監査委員



## 目 次

|         |                                    |     |
|---------|------------------------------------|-----|
| 第 1     | 豊中市監査基準に関する規程への準拠                  | 1   |
| 第 2     | 監査の種類                              | 1   |
| 第 3     | 監査の期間                              | 1   |
| 第 4     | 監査の対象                              | 1   |
| 第 5     | 令和 7 年度監査の着眼点                      | 2   |
| 第 6     | 監査の実施内容                            | 2   |
| 第 7     | 監査の結果                              | 2   |
| ( 1 )   | 総務部                                | 4   |
| ( 2 )   | 財務部                                | 5   |
| ( 3 )   | 市議会事務局                             | 7   |
| ( 4 )   | 健康医療部                              | 9   |
| ( 5 )   | 一般財団法人豊中市医療保健センター（財政援助団体等）         | 1 1 |
| ( 6 )   | 教育委員会事務局                           | 1 2 |
| ( 7 )   | 教育委員会（市立学校）                        | 1 4 |
|         | ※市立学校＝市立学校設置条例に規定する小学校、中学校、義務教育学校。 |     |
| ( 8 )   | 都市経営部                              | 1 6 |
| ( 9 )   | こども未来部                             | 1 7 |
| ( 1 0 ) | こども未来部（こども園）                       | 1 8 |

※令和 7 年（2 0 2 5 年）1 0 月、1 1 月、1 2 月に実施した定期監査の結果についてとりまとめたものです。



## 第 1 豊中市監査基準に関する規程への準拠

監査は、豊中市監査基準に関する規程（令和 2 年豊監告示第 1 号）に準拠して実施した。

## 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 7 項に規定する財務監査及び同条第 2 項に規定する行政監査

## 第 3 監査の期間

令和 7 年（2025 年）9 月 24 日から令和 7 年（2025 年）12 月 25 日まで

## 第 4 監査の対象

| 対象部局             | 重点対象課                                          | 監査委員監査実施日 |
|------------------|------------------------------------------------|-----------|
| 総務部              | 職員課                                            | 10 月 29 日 |
| 財務部              | 税務管理課                                          | 10 月 29 日 |
| 市議会事務局           | 総務課                                            | 10 月 29 日 |
| 教育委員会事務局         | 教育総務課                                          | 11 月 26 日 |
| 教育委員会<br>(市立学校)  | 桜井谷小学校、少路小学校、<br>東丘小学校、南丘小学校、<br>第十四中学校、第十六中学校 | 11 月 26 日 |
| 健康医療部            | 保健安全課、[財政援助団体等]一般財団法人<br>豊中市医療保健センター           | 11 月 27 日 |
| 都市経営部            | 秘書課                                            | 12 月 25 日 |
| こども未来部           | こども支援課、子育て支援センター                               | 12 月 25 日 |
| こども未来部<br>(こども園) | 島田こども園、原田こども園                                  | 12 月 25 日 |

## 第5 令和7年度監査の着眼点

監査対象部局の所掌事務のうち、令和7年度（2025年度）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を実施した。

また今般、財務監査の中で、地方自治法第96条第1項第5号に基づき議会の議決を経る必要がある契約に関し、令和7年度上半期（令和7年4月1日から9月30日まで）に契約日のある工事請負契約について調査を行い、当該手続きが適切に行われているか確認した。（※1 参照）

また、市立学校内における購買店設置について調査を行い、状況を確認した。

（※2 参照）

## 第6 監査の実施内容

監査委員による監査に先立ち、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類、帳票等の通査や照合、実査などを行い、関係職員から説明を聴取するなど、事務局職員による予備監査を実施した。

監査資料等に基づき部長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、質問・確認を行うなど、監査委員による監査を実施した。

## 第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

なお、次項以下に記載のとおり、監査の結果、是正又は改善を求めるものとして「イ．指摘事項」、改善に向けて取り組まれるよう求めるものとして「ロ．要望事項」、そのほか指摘・要望事項には至らないが、全部局に関連する内容等として事務処理上留意すべき事項については「ハ．留意事項」とした。

「イ．指摘事項」、「ロ．要望事項」については、措置状況等の報告を求めるものである。「ハ．留意事項」については、その都度口頭で改善を求めたところである。

今回の監査結果も踏まえ、各部局において、法令等を遵守した事務執行がなされているか、改めて確認する等適正な事務の執行に努められたい。

また必要に応じて、より効果的な内部統制の整備及び運用に活用されたい。

定期監査結果集計（１０月、１１月、１２月実施分）

|                   | 指摘事項                                                                                                                                                    |    | 要望事項                                                                                                     |    | 留意事項 | 頁 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------|---|
| 総務部               | 該当なし                                                                                                                                                    | ０件 | 該当なし                                                                                                     | ０件 | ０件   |   |
| 財務部               | 該当なし                                                                                                                                                    | ０件 | 該当なし                                                                                                     | ０件 | ５件   |   |
| 市議会事務局            | 該当なし                                                                                                                                                    | ０件 | 該当なし                                                                                                     | ０件 | ９件   |   |
| 健康医療部             | 該当なし                                                                                                                                                    | ０件 | 該当なし                                                                                                     | ０件 | ９件   |   |
| 一般財団法人豊中市医療保健センター | 該当なし                                                                                                                                                    | ０件 | 該当なし                                                                                                     | ０件 | ０件   |   |
| 教育委員会事務局          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 証憑書類の添付について</li> <li>● 収納金の納付について</li> <li>● 収納金の納付について</li> <li>● 収納金の納付について</li> <li>● 長期継続契約について</li> </ul> | ５件 | ● 樹木の管理について                                                                                              | １件 | ２件   |   |
| 教育委員会（市立学校）       | ● 薬品台帳の記載について                                                                                                                                           | １件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● PTA会費の会計事務に係る取扱いについて</li> <li>● 市立学校内の購買店設置に係る調査について</li> </ul> | ２件 | ２件   |   |
| 都市経営部             | 該当なし                                                                                                                                                    | ０件 | ● 随意契約理由等について                                                                                            | １件 | ０件   |   |
| こども未来部            | 該当なし                                                                                                                                                    | ０件 | 該当なし                                                                                                     | ０件 | ０件   |   |
| こども未来部（こども園）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調定決議書の決裁について</li> <li>● 収納金の納付について</li> </ul>                                                                  | ２件 | 該当なし                                                                                                     | ０件 | ３件   |   |
| 合計                |                                                                                                                                                         | ８件 |                                                                                                          | ４件 | ３０件  |   |

※留意事項の件数については、「・」の項目単位でカウントしている。

## (1) 総務部

### イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

### ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

### ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

該当なし

## ※1 議会の議決に係る契約の調査

地方自治法第96条第1項第5号に基づき、契約にあたって議会の議決を経る必要がある案件についてサンプル調査を実施した。具体的には、令和7年度上半期（4月1日～9月30日）に契約日のある工事請負契約を対象として、同一施工場所における契約が複数ある場合に、本来一契約として締結すべきものを不適切に複数契約に分割し、一契約あたりの予定価格を条例で定める基準額を超えないようにすることにより、議会の議決を経ない取扱いを行っているものがないかについて調査を行った。

調査対象工事 73件（※総件数113件から、地方公営企業法第40条の規定により議決の必要がない契約40件を除外したもの。）

上記73件中3件の契約については、議決案件として議会へ報告されていた。残りの70件について、同一施工場所での契約のうち予定価格合計が条例の議決基準額（1億5,000万円）を超える複数契約について契約検査課へ確認した結果、不適切な契約分割は確認されなかった。



## **(2) 財務部**

### **イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）**

該当なし

### **ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）**

該当なし

### **ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）**

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

#### **① 収入事務に関する事項**

該当なし

#### **② 支出事務に関する事項**

該当なし

#### **③ 契約事務に関する事項**

・税務封筒広告掲載取扱要綱について、休止中のまま5年経過しているが、見直しを行っていなかった。  
(税務管理課)

・「契約5年」簿冊において、契約方法の指名競争入札欄にチェックがされていなかった。  
(税務管理課)

#### **④ 現金等管理事務に関する事項**

該当なし

#### **⑤ 物品管理事務に関する事項**

該当なし

#### **⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項**

・税務組織風土形成推進会議設置要綱について廃止手続きがされていなかった。  
(税務管理課)

・「課税状況調5年」簿冊において、起案書「令和7年度市町村税課税状況等の調べについて伺」について、事務決裁規程第21条第1号別表11（12）を適用するところ、第12条第5項第5号を適用していた。

(税務管理課)

- ・専決者は事務決裁規程どおりであったが、決裁区分の欄に本来の専決者である「課長」と記載するところ、「次長」と記載しているものがあった。

(税務管理課)

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

### (3) 市議会事務局

#### イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

#### ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

#### ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

##### ① 収入事務に関する事項

- ・ 地方自治法第232条の5第1項に「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。」と規定するところ、私用電報代を含む電報代、私用コピー代を含むコピー代を支出し、別途、私用電報代及び私用コピー代を月単位で調定し雑入として収入していた。（総務課）

##### ② 支出事務に関する事項

該当なし

##### ③ 契約事務に関する事項

該当なし

##### ④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

##### ⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

##### ⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・ 起案書「令和7年度豊中市議会政務活動費の交付決定（R7.4～R8.3）について伺」について、事務決裁規程第13条第1号を適用するところ、議会事務局規程第6条を適用していた。（総務課）
- ・ 「豊中市議会傍聴時の一時保育に関する要綱」及び「豊中市議会議場等議会運営システム等更新改修業務選定審査委員会設置要綱」について、市ホームページの市政情報「要綱一覧」に掲載されていなかった。（総務課）
- ・ 「豊中市議会政務活動費の取扱いに関する内規」について、市議会ホームページの「政務活動費」コーナーには最新のものが掲載されていたが、市ホームページ

の市政情報「要綱一覧」では令和6年7月11日付、令和7年4月28日付及び令和7年6月12日付の改正内容が反映されていなかった。(総務課)

- ・ 供覧文書「令和7年度定期監査の実施予定変更について」が、「定期監査 5年」簿冊に綴じるところ、「雑件（電子供覧）1年」に綴じられていた。

(総務課)

- ・ 供覧文書「豊中市情報セキュリティーに基づく監査員の選任について」が、「情報資産及びシステム関係1年」簿冊に綴じるところ、「定期監査 5年」に綴じられていた。

(総務課)

- ・ 「雑件（電子供覧）1年」簿冊に綴じるところ、「雑件（電子決裁）1年」に綴じられている供覧文書、及び「雑件（電子決裁）1年」に綴じるところ、雑件（電子供覧）1年」に綴じられている起案書が散見された。

(総務課)

- ・ 起案書において、専決者は決裁規程どおりであったが、決裁区分の欄に、本来の専決者である「事務局長」と記載するところ、「議長」又は「局長（次長級）」と記載し、「課長」と記載するところ、「議長」と記載しているものが散見された。

(総務課)

- ・ 起案書「豊中市議会議場等議会運営システム等更新改修業務事業者公募型プロポーザルの実施について伺」について、文書の完結日が決裁日より前の日付となっていた。

(総務課)

## ⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

#### (4) 健康医療部

##### イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

##### ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

##### ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

###### ① 収入事務に関する事項

該当なし

###### ② 支出事務に関する事項

該当なし

###### ③ 契約事務に関する事項

- ・「契約書5年」簿冊において、事務決裁規程の適用条項及び契約保証金免除の適用号数が未記載の起案書、事務決裁規程第21条第1項第1号を適用すべきところ、第21条第1項第6号を適用した起案書及び決裁日、施行日の記載漏れの起案書があった。  
(保健安全課)
- ・「公害補償契約書5年」簿冊において、起案書「医学的検査業務委託契約」の決裁日が起案日より前の日付であり、随意契約理由書が未添付、豊中市随意契約ガイドラインに基づく随意契約理由が市のホームページで公表されていなかった。  
(保健安全課)
- ・「公害補償契約書5年」簿冊において、専決区分を課長としているところ、根拠となる契約金額について未記載のものがあった。  
(保健安全課)
- ・「契約（動物関係）10年」簿冊において、起案書「令和7年度飼い犬登録に係る監札及び狂犬病予防注射済票交付事務に係る委託契約」について、事務決裁規程第21条第1項第1号を適用するところ、第20条第1項第6号を適用していた。  
(保健安全課)
- ・「契約（動物関係）10年」簿冊において、起案書「動物の飼養保管等業務委託」について、随意契約適用条項が未記載、随意契約理由書が未添付、豊中市随意契約ガイドラインに基づく随意契約理由が市ホームページで公表されていなかった。  
(保健安全課)

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・以下の7要綱がホームページに未掲載であった。  
豊中市医療機関等物価高騰対策事業実施要綱  
豊中市医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱  
豊中市公害健康被害被認定者に対する新型コロナウイルスワクチン予防接種費用助成に関する要綱  
豊中市インフルエンザワクチン接種料金の被認定者助成に関する要綱  
豊中市一般公衆浴場物価高騰対策事業実施要綱  
豊中市公害健康被害被認定者に対する禁煙治療自己負担費用助成に関する要綱  
豊中市公害健康被害診療報酬審査員設置要綱  
(保健安全課)
- ・「豊中市公害健康被害被認定者に対する新型コロナウイルスワクチン予防接種費用助成に関する要綱の制定」についての起案書が「要綱・要領 制定・改廃 10年」簿冊に綴じるところ、「公害保健福祉事業10年」簿冊に綴られていた。  
(保健安全課)
- ・「簡易専用水道の様式改修および電子申込システムの導入について」の起案書が「生活衛生関係事業実施3年」簿冊に綴じるところ、「例規30年」簿冊に綴られていた。  
(保健安全課)
- ・起案書に個人情報が含まれているにもかかわらず、個人情報区分を非該当にしている文書及び施行日、発送日の入力漏れの文書が散見された。(保健安全課)

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

**(5) 一般財団法人豊中市医療保健センター【財政援助団体等】**

**イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）**

該当なし

**ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）**

該当なし

**ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）**

該当なし

## (6) 教育委員会事務局

### イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

#### ◆証憑書類の添付について（教育総務課）

「通勤届 5 年」簿冊において、臨時会計年度任用職員の通勤届について、準用する一般職の給与に関する条例施行規則第 44 条の 12 において、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券の提示等により確認することとされ、通勤届様式の添付書類チェック欄には、そのコピー等の添付を確認する旨の記載があるところ、添付されていないものが散見された。

|         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 措置通知公表日 | 令和 年 月 日 | 公表第 号 |
|---------|----------|-------|

#### ◆収納金の納付について（児童生徒課）

収納した創造活動登録時教材費徴収金について、豊中市財務規則第 29 条第 3 項、同第 77 条では、収納現金に関し、即日及び翌日（銀行休日はその翌日）に収納金融機関に払い込まなければならないとされているところ、まとめて後に一括して金融機関に払い込んでいるものがあつた。

|         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 措置通知公表日 | 令和 年 月 日 | 公表第 号 |
|---------|----------|-------|

#### ◆収納金の納付について（読書振興課）

収納した各図書館のコピー機コインベンダー内の市民用コピー利用料収入料金について、豊中市財務規則第 29 条第 3 項、同第 77 条では、収納現金に関し、即日及び翌日（銀行休日はその翌日）に収納金融機関に払い込まなければならないとされているところ、まとめて後に一括して金融機関に払い込んでいるものが複数あつた。

|         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 措置通知公表日 | 令和 年 月 日 | 公表第 号 |
|---------|----------|-------|

#### ◆収納金の納付について（中央公民館）

収納した各公民館のコピー機コインベンダー内の市民用コピー利用料収入料金について、豊中市財務規則第 29 条第 3 項、同第 77 条では、収納現金に関し、即日及び翌日（銀行休日はその翌日）に収納金融機関に払い込まなければならないとされているところ、まとめて後に一括して金融機関に払い込んでいるものが複数あつた。

|         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 措置通知公表日 | 令和 年 月 日 | 公表第 号 |
|---------|----------|-------|

#### ◆長期継続契約について（学び育ち支援課）

放課後こどもクラブに係る建物の借入契約について、契約書に長期継続契約に伴う条件付き解除の規定を記載していないものがあつた。

|         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 措置通知公表日 | 令和 年 月 日 | 公表第 号 |
|---------|----------|-------|



## ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

### ◆樹木の管理について（全市立学校）

学校における樹木について、他自治体において倒壊による事故が起こっていることから、各学校における樹木について管理対象数を把握した上で、専門家による調査を検討するなど改めて安全管理を徹底されたい。

|         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 措置通知公表日 | 令和 年 月 日 | 公表第 号 |
|---------|----------|-------|

## ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

### ① 収入事務に関する事項

該当なし

### ② 支出事務に関する事項

該当なし

### ③ 契約事務に関する事項

- ・水泳授業支援業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用することとした随意契約理由に、同号該当の明確性を欠くところがみられた。  
(学校教育課)

### ④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

### ⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

### ⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

### ⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

- ・退職手当関係30年簿冊において、完結日が決裁日の前になっている起案書があった。  
(教育総務課)

## (7) 教育委員会（市立学校）

### イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

#### ◆薬品台帳の記載について（桜井谷小学校）

薬品を使用する都度に使用量の記録が行われておらず、薬品使用台帳の在庫量と現物の量が一致していなかった。

|         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 措置通知公表日 | 令和 年 月 日 | 公表第 号 |
|---------|----------|-------|

### ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

#### ◆PTA会費の会計事務に係る取扱いについて（少路小学校、第十六中学校）

PTA会費に係る通帳が学校で保管されているが、学校教育活動徴収金公費負担事業補助金事務マニュアルに基づく対応に改められたい。

|         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 措置通知公表日 | 令和 年 月 日 | 公表第 号 |
|---------|----------|-------|

#### ◆市立学校内の購買店設置に係る調査について（全市立学校）（※2）

校内における個人事業者設置の購買店については、より公平・公正性確保の観点から公募を含めた選定のあり方、及び使用料の取扱いについて検討されたい。

|         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 措置通知公表日 | 令和 年 月 日 | 公表第 号 |
|---------|----------|-------|

### ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

#### ① 収入事務に関する事項

該当なし

#### ② 支出事務に関する事項

- ・支出負担行為決議書に決裁日が記載されていないものがあった。

（桜井谷小学校）

#### ③ 契約事務に関する事項

該当なし

#### ④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

- ・希塩酸使用時に記録忘れがあり、薬品使用台帳の在庫量と現物の量が一致していなかった。  
(東丘小学校)

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

**※2 市立学校内の購買店設置に係る調査**

全校を対象として、購買店設置の状況について調査を行った。その結果、購買店を設置していた学校は小学校1校、中学校2校の計3校（うちPTA設置1校[中学校1校]、個人事業者2校[小学校1校、中学校1校]）であった。今後、個人事業者設置の購買店については、より公平・公正性確保の観点から公募を含めた選定のあり方、及び使用料の取扱いについて検討されたい。（※前記要望事項）

## **(8) 都市経営部**

### **イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）**

該当なし

### **ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）**

次の事項については、要望事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

#### **◆随意契約理由等について（広報戦略課）**

「広報とよなか・相談窓口」印刷製本業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用するとしている随意契約に関し、実情を踏まえ、契約方法及び適用条項について再精査されたい。

|         |           |        |
|---------|-----------|--------|
| 措置通知公表日 | 令和8年7月10日 | 公表第11号 |
|---------|-----------|--------|

### **ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）**

該当なし

**(9) こども未来部**

**イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）**

該当なし

**ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）**

該当なし

**ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）**

該当なし

## (10) こども未来部（こども園）

### イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

#### ◆調定決議書の決裁について（原田こども園）

「調定決議書5年」簿冊において、調定決議書に決裁のないものが散見された。

|         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 措置通知公表日 | 令和 年 月 日 | 公表第 号 |
|---------|----------|-------|

#### ◆収納金の納付について（島田こども園、原田こども園）

収納した緊急一時保育料等について、豊中市財務規則第29条第3項、同第77条では、収納現金に関し、即日又は翌日（銀行休日はその翌日）に収納金融機関に払い込まなければならないとされているところ、後日に金融機関に払い込んでいるものがあつた。

|         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 措置通知公表日 | 令和 年 月 日 | 公表第 号 |
|---------|----------|-------|

### ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

### ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

#### ① 収入事務に関する事項

該当なし

#### ② 支出事務に関する事項

該当なし

#### ③ 契約事務に関する事項

該当なし

#### ④ 現金等管理事務に関する事項

- ・日本スポーツ振興センター災害給付掛金保護者負担金について、現金出納簿に記載があるものの、領収書の発行されていないものがあつた。（島田こども園）
- ・「現金出納簿5年」簿冊において、収入日の記載が、領収書（控）の領収日と異なっているものがあつた。（原田こども園）

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

- ・「時間外勤務命令簿（臨時会計年度職員）」簿冊において、出張時間の記載されていないものがあった。（島田こども園）